

訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

医療法人社団英世会 介護老人保健施設カトレア

(運営規程の趣旨)

第1条 医療法人社団英世会が開設する介護老人保健施設カトレア（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 ハラスメント対策の強化

(1) 当事業所では、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を、別に定める医療法人社団英世会の就業規則「就業規則」（以下「就業規則」という）にて明確化し、職員に啓発し、苦情相談窓口を定め、職員へ周知する。

(2) カスタマーハラスメントを防止するために、適切に対応する体制を整備していく。

5 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------------------|
| (1) 施設名 | 医療法人社団英世会 介護老人保健施設カトレア |
| (2) 所在地 | 東京都日野市日野本町六丁目3番地17 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうちいずれか2名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。
但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、日野市、立川市の一部（柴崎町、錦町、富士見町）、八王子市の一部（石川町、大和田町、高倉町、小宮町、宇津木町、丸山町、久保山町）とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(業務継続計画（BCP）の策定等)

第10条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「BCP」という。）を策定し、当該BCPに従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、自然災害／感染症BCPについて周知するとともに、年に1回以上必要な訓練及び研修を実施する。
- 3 当事業所は、新入職者に対して、オリエンテーション時又は法人研修時に、自然災害／感染症BCPについての説明をする。
- 4 当事業所は、定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じてBCPの変更を行う。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供

により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(高齢者虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 (虐待の防止のための措置に関する事項) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、当事業所の所在地である介護老人保健施設で実施する虐待防止、権利擁護、感染症、災害対策に関する研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所は、適切な（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 当事業所は、（介護予防）訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、そのサービスの完了の日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団英世会が定めるものとする。

附 則

この規定は、平成28年7月1日から施行する。

1 平成30年8月1日 第9条（利用者の負担の額） 自己負担割合が一部3割負担に変更
この運営規程は、平成30年8月1日から施行する。

2 令和3年4月1日 令和3年度4月介護報酬改定に伴い、以下の変更をした。

第3条（運営の方針）に4「ハラスメント対策の強化」を追加。

第10条（業務継続計画（BCP）の策定等）を追加。

第10条（事故発生時の対応）を第11条に変更する。

第12条（虐待の防止のための措置に関する事項）を追加する。

第11条（その他運営に関する重要事項）を第13条とし、一部追記する。

この規程は、令和3年度4月1日から施行する。

3 令和6年6月1日 令和6年度6月介護報酬改定に伴う、以下の変更をした。

第7条（利用料等その他の費用の額） 利用者の負担の額を変更。

この運営規程は、令和6年6月1日から施行する。